

## 「農林水産物・食品の輸出等への投資の促進に関する検討会」開催要領

令和2年10月22日

## 1 趣旨

農林水産物・食品の輸出の促進や、農林漁業の生産の高度化、フードテック等の新技術を促進してゆくためには、農林漁業及び関連産業に対し、出資等による民間資金の供給及びその活用を促進していくことが重要となっている。

このため、各分野における資金調達に当たっての出資活用のニーズ等について、関係者の意見を聴取するため、食料産業局長が招集する有識者による検討会を開催する。

## 2 構成

- (1) 検討会は別紙に掲げる委員により構成する。
- (2) 食料産業局長は、必要に応じて委員を追加できるほか、委員以外の者を検討会に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員の任期は令和3年3月31日までとする。

## 3 検討項目

- (1) 農林漁業及び関連産業における資金調達に当たっての出資活用ニーズ
- (2) その他

## 4 運営

- (1) 検討会に関する事務は、食料産業局産業連携課が行う。
- (2) 検討会の議事は、委員の自由闊達な発言等を確保する観点から非公開とするが議事概要及び資料（秘匿性のあるものを除く。）を公表することができることとする。

## 5 その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は食料産業局長が定める。